

尼崎市民共済生活協同組合火災共済事業規約

全部改正 平成12年10月 1日

第1章 総 則

(通則)

第1条 この尼崎市民共済生活協同組合（以下「組合」という。）は、この組合の定款に定めるところによるほか、この規約の定めるところにより、この組合の定款第70条第1号に掲げる事業及び当該事業に附帯する事業を実施するものとする。

改 正[平成22.4.1・25.4.1]

(事業)

第2条 この組合が行う共済事業は、共済契約者から共済掛金の支払いを受け、共済の目的につき共済期間中に生じた次の各号の事由を共済事故とし、当該共済事故の発生により生じた損害に対して、当該損害の生じた場所及び時における時価により共済金を支払うことを約する火災共済事業とする。

(1) 火災、破裂、爆発、航空機の墜落、自動車の飛込み、水濡れ及び落雷（以下「火災等」という。）による損害

(2) 前号の共済事故により生じた見舞金等の費用支出

2 この組合は、前項に附帯する事業として、共済の目的につき、共済期間中に発生した火災等により生じた損害に対して、当該共済の目的と同程度の構造、質、用途、規模、型及び能力のものを再取得するために要する額（以下「再取得価額」という。）により、共済金を支払うことを約する事業（以下この事業にかかる契約を「再取得価額特約」という。）を実施するものとする。

3 前項の再取得価額特約は、建物の構造、用途が火災共済事業実施規則（以下「実施規則」という。）に定める専用住宅及び商店併用住宅のうち、共済の目的について、共済契約申込み当時の時価に相当する額（以下「時価額」という。）が再取得価額の50パーセントに相当する額以上で、かつ、共済金額が再取得価額の70パーセントに相当する額以上の場合に限り附帯されるものとする。

改 正[平成22.4.1]

(火災等の損害の定義)

第3条 前条第1項第1号の火災等による損害の定義は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 火災による損害とは、人の意図に反して、若しくは放火により発生し、又は拡大し、消火の必要のある燃焼現象に伴うものであって、これを消火するために、消火設備又はこれと同じ程度の効果のあるものの利用を必要とする状態による損害をいう。

(2) 破裂又は爆発による損害とは、気体又は薬品等の急激な膨張による破裂又は爆発による損害

をいう。

- (3) 航空機の墜落による損害とは、航空機の墜落及び部品等の落下物による損害をいう。
 - (4) 自動車の飛込みによる損害とは、道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に定める車両又はその積載物の衝突又は接触による損害をいう。ただし、共済契約者又はその者と実施規則に定める同一の世帯に属する親族（以下「共済契約関係者」という。）が所有若しくは運転する車両又はその積載物の衝突又は接触による損害は除く。
 - (5) 水濡れによる損害とは、次に掲げる損害をいう。ただし、自然現象に伴う損害は除く。
 - ア 同一の建物の他人の居室で生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水濡れ損害。
 - イ 給排水設備に生じた不測かつ突発的な事故に伴う漏水、放水又は溢水による水濡れ損害。ただし、給排水設備に存在する欠陥又は腐食、さび、かび、虫害その他自然の消耗等に起因する水濡れ損害は除く。
 - (6) 落雷による損害とは、衝撃損害及び送電線への落雷による電気機器への波及損害をいう。
- 2 火災による損害には、消防又は避難に必要な処置による損害を含み、燃焼機器及び電気機器等の過熱等により生じた当該機器（当該機器に付属する設備を含む。）のみの損害は含まないものとする。

（重要事項の提示）

第4条 この組合は、共済契約を締結するときは、共済契約申込者に対し、この規約に規定する共済契約の内容となるべき重要な事項として、共済契約申込者が契約内容を理解するために必要な情報（以下「契約概要」という。）及び共済契約者に注意を喚起すべき情報（以下「注意喚起情報」という。）をあらかじめ正確に提示しなければならない。

2 前項に規定する契約概要及び注意喚起情報とは、次に掲げるものとする。

- (1) 契約概要
 - ア 当該情報が「契約概要」であること
 - イ 共済商品の仕組み
 - ウ 保障の内容
 - エ 付加できる主な特約及びその概要
 - オ 共済期間
 - カ 引受条件（共済金額等）
 - キ 共済掛金に関する事項
 - ク 共済掛金払込みに関する事項
 - ケ 契約者割戻しに関する事項
 - コ 解約返戻金等の有無及びそれらに関する事項
- (2) 注意喚起情報
 - ア 当該情報が「注意喚起情報」であること

- イ クーリングオフ
 - ウ 告知義務等の内容
 - エ 責任開始期
 - オ 主な免責事由
 - カ 共済掛金の支払猶予期間、共済契約の失効、復活等
 - キ 解約と解約返戻金の有無
 - ク その他ご注意いただきたい事項
- 改正[平成 22. 4. 1]

(再共済)

第 5 条 この組合は、共済契約により負う共済責任の一部を全国共済生活協同組合連合会（以下「全共連」という。）の再共済に付することができる。

2 前項の場合において、再共済契約の締結は、火災共済の授受に関する基本契約書により行うものとする。

(全共連の火災共済事業の利用)

第 6 条 削除

削除[平成 17. 1. 1]

第 2 章 共済契約

第 1 節 共済契約の範囲

(共済契約者の範囲)

第 7 条 この組合は、組合員以外の者と共済契約を締結しないものとする。

(被共済者の範囲)

第 8 条 この組合は、共済契約者を被共済者とする共済契約に限り締結するものとする。

(共済の目的の範囲)

第 9 条 共済契約は、金銭に見積もることができる物でなければ、その目的とすることができない。

(共済の目的である建物)

第 10 条 共済の目的とすることができる建物は、共済契約関係者が所有する建物及び共済契約者が居住する同一世帯に属さない一親等の親族が所有する建物とする。ただし、実施規則で定めるものは除く。

2 次の各号に規定するものは、共済の目的に含まれているものとする。ただし、営業目的に使用しているものは除く。

- (1) 畳、建具その他の建物の従物
- (2) 電気設備、ガス設備、冷暖房設備その他これらに準ずる建物の付属設備
- (3) 門、塀、垣根その他の建物の付属工作物
- (4) 建物に付属する物置、納屋その他の付属建物

(共済の目的である家財)

第11条 共済の目的とすることができる家財は、共済契約関係者が所有する家財及び共済契約者が居住する建物内に収容されている同一世帯に属さない一親等の親族が所有する家財とする。ただし、実施規則で定めるものは除く。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に規定するものは、共済の目的に含まれないものとする。

- (1) 通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに準ずる物
- (2) 貴金属、宝石、宝玉および貴重品ならびに美術品たる書画、彫刻物その他の物
- (3) 稿本、設計書、図案、ひな形、鋳型、模型、証書、帳簿その他これらに準ずる物
- (4) 自動車（原動機付自転車を含む。）
- (5) 家畜、家きん、その他これらに準ずる物
- (6) 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備その他これらに類する物

改正[平成22.4.1]

(共済契約の締結の単位)

第12条 共済契約は、共済の目的である建物又は同一の建物内に収容されている共済の目的である家財ごとに締結するものとする。

2 前項の場合において、共済契約者は、1人に限るものとする。

3 前項の規定にかかわらず、共済契約関係者が、同一の建物について共済契約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の共済金額の合計額が次条第2項から第5項までに規定する額をこえない範囲において、それぞれ共済契約者となることができる。

改正[平成22.4.1]

(共済金額)

第13条 共済契約1口についての共済金額は、10万円とする。

2 共済金額の最高限度は、共済の目的となる物の時価額とする。ただし、共済の目的ごとの最高限度は、それぞれ次の各号の金額とする。

- (1) 建物 4,000万円
- (2) 家財 2,000万円

3 前項の規定にかかわらず、再取得価額特約が附帯される共済金額の最高限度は、共済の目的

となる物の再取得価額とする。ただし、この場合においても同項ただし書の金額を限度とする。

4 前2項の共済の目的の価額は、実施規則の定めるところによる。

5 この組合は、第2項の規定にかかわらず、実施規則の定めるところにより、共済の目的たる建物又は共済の目的たる家財を収容する建物の構造、用途及び立地条件等に応じて当該共済契約の共済金額を制限することができる。

改正[平成 17. 1. 1・22. 4. 1]

(共済掛金額)

第 14 条 共済契約 1 口（年額）についての共済掛金額（以下「単位共済掛金額」という。）は、次表のとおりとし、その算定は別紙第 1 共済掛金額算出方法書に定める方法によるものとする。

建物の構造・用途の種別		共済掛金額(年額)
専 用 住 宅	耐 火 構 造	5 0 円
	非 耐 火 構 造	9 0 円
文 化 住 宅		2 0 0 円
商 店 併 用 住 宅	耐 火 構 造	1 0 0 円
	非 耐 火 構 造	2 0 0 円
特 級 物 件	耐 火 構 造	1 0 0 円
	非 耐 火 構 造	2 0 0 円
上記の掛金額は、建物の構造・用途により該当する掛金額を適用する。		

2 前項に定める建物の構造、用途は実施規則の定めによる。

(共済期間)

第 15 条 共済期間は、共済契約の効力が生じた時から 1 年間とする。

2 この組合は、次の各号に該当するときは、前項の規定にかかわらず、共済期間が 1 年に満たない共済契約を締結することができる。

- (1) 共済契約者が、既に締結している共済契約の残期間について契約口数を増加するとき。
- (2) 共済契約者が、既に締結している契約満期日に合わせて、他の共済契約を新たに締結するとき。
- (3) 共済契約者が、それぞれ契約満期日を異にする 2 以上の共済契約を締結している場合において、そのうちのいずれかの契約満期日に合わせて、共済契約を更新するとき。
- (4) 共済契約者が、その所属する団体の指定する契約満期日に合わせて、共済契約を締結するとき。

3 前項の規定による共済期間が 1 年に満たない共済契約の共済掛金の額は、当該共済掛金の額（年額）に当該共済契約の効力の生じた日の属する月から満了の日の属する月までの共済期間の月数の 1 2 分の 1 を乗じた額とする。

第 2 節 共済契約の成立及び共済契約者の通知義務等

(共済契約の成立)

第16条 共済契約の申込みをしようとする者は、共済契約申込書に共済掛金に相当する金額を添え、この組合の指定する場所に提出しなければならない。

2 この組合は、前項の申込みがあったときは、その日付で共済契約申込書に添えて提出のあった共済掛金に相当する金額（以下「預り金」という。）の受領書を作成し、直ちにこれを同項の申込みをした者（以下「共済契約申込者」という。）に交付するものとする。ただし、金融機関を通じて、この組合に預り金を払込む場合にあっては、当該金融機関の発行する受取書をもって受領書に代えるものとする。

3 この組合は、第1項の申込みがあったときは、同項の共済契約申込書の内容を審査し、当該申込みを承諾するか否かを決定し、その諾否を共済契約申込者に通知するものとする。

4 この組合は、前項の申込みの諾否を決定するにあたり必要と認めた場合には、共済の目的たるべき物につきその構造、用途、周囲の状況等危険の発生に影響する諸般の事情を調査することができる。

5 この組合は、共済契約の申込みを承諾したときは、第2項の預り金を共済掛金に充てるものとする。この場合には当該預り金を受領した日付をもって共済掛金の払込みがあったものとみなす。

6 前項の場合には、共済契約は、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日の翌日の正午から効力を生ずるものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了する共済契約を継続するものであるときは、継続する前の共済契約の共済期間の満了の日の正午から効力を生ずるものとする。

7 この組合は、実施規則の規定により共済契約の申込みを承諾しない場合は、遅滞なく、第2項の預り金を共済契約申込者に払いもどすものとする。

8 この組合は、共済契約の申込みを承諾した日から30日以内に共済契約引受証を共済契約者に交付するものとする。ただし、当該共済契約が、共済期間の満了した共済契約を継続するものであるときは、第2項の受領書をもって共済契約引受証に代えることができる。

9 共済契約申込者は、第1項に掲げる共済契約申込書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (2) 共済の目的の所在地及びこれを特定するために必要な事項
- (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途、所有形態及び占有等
- (4) 共済契約申込期間
- (5) 共済契約申込口数
- (6) 共済契約掛金額に相当する金額
- (7) 共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき

他の契約の締結の有無

(8) その他危険の測定に関する事項

10 第8項に掲げる共済契約引受証には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし同項ただし書きの場合においては、第11号を除く。

(1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項

(2) 共済の目的の所在地及びこれを特定するために必要な事項

(3) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途、所有形態及び占有等

(4) 共済契約期間

(5) 共済契約口数

(6) 共済契約掛金額

(7) 共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約の締結の有無

(8) その他危険の測定に関する事項

(9) 契約引受組合名

(10) 領収金額及び領収日

(11) 共済契約引受証作成日

改正[平成22.4.1]

(共済掛金の払込み)

第17条 共済契約者は、この組合の事務所又はこの組合の指定する場所に共済掛金を払込まなければならない。

2 共済契約者は、共済期間の満了する共済契約を継続する場合において、その継続する共済契約の共済掛金をこの組合の指定した金融機関等を通じて口座振替により払込むことができる。

3 前項の金融機関等を通じて口座振替による共済掛金の払込みに関する手続等については、実施規則に定めるところによるものとする。

(共済掛金の払込猶予期間)

第17条の2 第16条にかかわらず、共済期間の満了する共済契約を同一内容で継続する場合の共済掛金の払込について、この組合は共済掛金払込期日の翌日から1ヶ月の猶予期間を設けることができるものとする。

2 前項の猶予期間内に共済掛金を払い込むことができない場合において、この組合が特に必要と認める場合、その猶予期間を共済掛金払込期日の翌日から3ヶ月の範囲内で延長することができるものとする。

改正[平成22.4.1]

(共済契約者の告知義務)

第 18 条 共済契約の当時、共済契約者は、この組合に共済契約申込書の記載事項のうち損害の発生の可能性に関する重要な事項として、次の各号に掲げる告知事項について、知っている事実を告げなければならない。又当該事実につき不実のことを告げてはならない。

- (1) 共済契約者の氏名及びこれを特定するために必要な事項
- (2) 共済の目的の所在地及びこれを特定するために必要な事項
- (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物の延床面積、構造、用途、所有形態及び占有等
- (4) 共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約の締結の有無
- (5) その他危険の測定に関する事項

改 正[平成 22. 4. 1]

(共済契約者の通知義務)

第 19 条 共済契約の成立後、次の各号の事実が発生した場合には、共済契約者は当該事実の発生がその責に帰すべき理由によるときは、あらかじめ、その責に帰することのできない理由によるときは、当該事実の発生を知った後遅滞なく、書面によりその旨をこの組合に通知しなければならない。

- (1) 共済の目的につき、火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約を締結すること。
- (2) 前条に掲げる告知事項の内、危険の測定に関する事項について、その内容に変更が生じたこと。
- (3) 共済の目的である建物又は共済の目的である家財を収容する建物を引き続き 30 日以上空家又は無人とすること。
- (4) 共済の目的を他の場所に移転すること。ただし、火災等を避けるために、5 日間の範囲内で移転する場合は、この限りでない。
- (5) 共済の目的を解体すること。
- (6) 共済の目的を譲渡すること。
- (7) 共済の目的につき火災等以外の原因によって損害が生じたこと。ただし、その損害が軽微である場合又は当該事実がなくなった場合は、この限りでない。
- (8) 共済の目的が第 10 条又は第 11 条で定める共済の目的の範囲外となること。
- (9) 前各号のほか、共済の目的につき火災等の発生するおそれが著しく増大すること。

2 前項の場合において、この組合が当該共済契約の存続を承諾した場合は、変更承認書を交付

するものとする。

- 3** 共済契約者は、この組合が第1項の事実の発生に関する調査のため行う共済の目的の検査を正当な理由なく拒み、又は妨げてはならない。

改 正[平成 22. 4. 1]

第3節 共済契約の無効、解約、解除及び消滅

(共済契約の無効)

第20条 共済契約は、次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- (1) 共済契約者が、他人のために共済契約を締結したとき。
- (2) この組合又は共済契約者が共済契約の当時、共済の目的たるべき物が既に火災等にかかっていたこと又は共済の目的たるべき物につき火災等の原因が発生していたことを知っていたとき。

改 正[平成 22. 4. 1]

(共済契約の解約、取消)

第21条 共済契約者は、いつでも、将来に向かって、共済契約を解約することができる。ただし、共済金請求権のうえに質権が設定されている場合において、この解約する権利は、質権者の同意を得た後でなければ行使することができない。

- 2** 共済契約の締結後に共済価額が著しく減少したときは、共済契約者は、将来に向かって、減少後の共済価額に至るまでに相当する部分の共済契約を解約することができる。
- 3** 共済契約の締結の時に共済金額が第13条第2項から第5項に規定する共済金額の最高限度を超えていたことにつき共済契約者が善意でかつ重大な過失がなかったときは、共済契約者は、その超過部分について、当該共済契約を取り消すことができる。
- 4** 前3項の規定による解約、取消は書面をもって行うものとし、その書面には解約、取消の日を記載するものとする。

改 正[平成 22. 4. 1]

(共済契約の解除)

第22条 この組合は、次のいずれかに該当する場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 共済契約者が、この組合に第18条の告知義務を有する事項につき、故意又は重大な過失により事実を告げず、又当該事項につき不実のことを告げた場合。ただし、告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった場合及びこの組合が、契約の当時、告げなかった事実を知り、若しくはその告げたことが不実であることを知っていた場合又は過失によりこれを知らなかった場合は、この限りでない。

- (2) 共済契約者が、この組合に第19条第1項に掲げる通知義務を有する事項のうち危険増加（告知事項についての危険が高くなり、共済契約で定められている共済掛金が当該危険を計算の基礎として算出される共済掛金に不足する状態になることをいう。以下この条及び第32条第3項において同じ。）に関係のある事項につき通知を怠った場合
- (3) 第19条第1項に掲げる事実がある場合であって、この組合が当該共済契約の存続を承諾しない場合
- 2 前項の解除権は、組合が解除の原因を知ったときから1箇月間行わなかったときは、消滅する。また同項第1号の場合においては、共済契約の締結の時、同項第2号の場合においては危険増加が生じた時からそれぞれ5年を経過したときも、同様とする。
- 3 第1項の規定による解除は、共済契約者に対する通知により行うものとする。
- 改正[平成22.4.1]

（重大事由による共済契約の解除、取消）

第23条 この組合は、次に掲げる事由がある場合には、将来に向かって、共済契約を解除することができる。

- (1) 共済契約関係者又は共済金受取人が、この組合に当該共済契約に基づく共済金給付を行わせることを目的にして損害を生じさせ、又は生じさせようとしたこと。
- (2) 共済金受取人が、当該共済契約に基づく共済金給付の請求について詐欺を行い、又は行おうとしたこと。
- (3) 共済契約関係者又は共済金受取人が、次のいずれかに該当すること。
- ア 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関連企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められること。
- イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
- ウ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
- エ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、又はその法人の経営に実質的に関与していると認められていること。
- オ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
- (4) 第1号から第3号までに掲げるもののほか、共済契約関係者又は共済金受取人が、第1号から第3号までと同程度にこの組合のこれらの者に対する信頼を損ない、当該共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。
- 2 この組合は、共済契約者が、詐欺又は強迫によって、共済契約を締結したときは、当該共済契約を取り消すことができるものとする。
- 3 第2項の規定による解除及び取消は、共済契約者に対する通知により行うものとする。

改正[平成22.4.1・27.9.1]

(共済契約の消滅)

第24条 共済契約の成立後、次の事実が発生した場合には、共済契約は、当該事実が発生した時において消滅する。

- (1) 共済の目的の全部が滅失した場合
- (2) 共済の目的が譲渡された場合
- (3) 第36条に規定する残存共済金額が共済契約の当時における共済金額の5分の1未満となった場合

2 第17条の2に規定する猶予期間中に共済掛金が払い込まれない場合は、当該共済契約は払込期日の翌日正午に遡って効力を失い、かつ、消滅する。

改正[平成22.4.1]

(共済掛金の払いもどし)

第25条 この組合は、第21条、第22条、第23条第1項及び前条の規定により共済契約が解約され、解除され、または消滅した場合、当該共済契約の未経過共済期間の月数（1ヶ月に満たない端数月は、切捨てる。）に対する共済掛金を共済契約者に払いもどすものとする。

2 前項の返戻金の額は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{当該共済契約の共済掛金} \times \text{未経過共済期間の月数} / \text{当該共済契約の月数}$$

3 この組合は、前2項の規定にかかわらず、共済契約者が共済金の給付を受けたのちは、理由の如何を問わず未経過共済掛金を払いもどさないものとする。

4 この組合は、第20条の規定により共済契約が無効となった場合において、共済契約者に悪意がないときは、無効となった契約に相当する共済掛金を共済契約者に返還するものとする。この場合において、当該共済契約が更新されたものであり、かつ、それ以前の共済契約が第20条の規定に該当するときは、最高3年間分の共済契約の共済掛金を返還するものとする。

5 この組合は、第21条第3項の規定により共済契約の超過部分を取り消す場合、当該共済契約の共済期間における超過部分に相当する共済掛金を共済契約者に返還するものとする。

6 この組合は、第23条第2項の規定により共済契約を取り消す場合には共済掛金を払いもどさないものとする。

改正[平成22.4.1]

(共済掛金の払いもどし方法)

第26条 前条の規定による共済掛金の払いもどし金は、共済契約引受証又はこれに代わるべき書類と引換えに、この組合の指定する場所で支払うものとする。

第3章 共済金及び共済金の支払い

(共済金の種類と額)

第27条 共済契約により、この組合が支払う共済金の種類は、損害共済金（以下「火災等共済金」という。）及び費用共済金とする。

2 前項に規定する費用共済金は、次の各号のとおりとする。

- (1) 臨時費用共済金
- (2) 残存物取片付け費用共済金
- (3) 失火見舞費用共済金
- (4) 修理費用共済金
- (5) 漏水見舞費用共済金

3 この組合が火災等共済金として支払うべき損害の額は、共済の目的の価額によって定めるものとする。

4 共済金額が共済の目的の価額の70パーセントに相当する額以上のときは、この組合は、共済金額を限度として前項の規定による損害の額を火災等共済金として支払うものとする。

5 共済金額が共済の目的の価額の70パーセントに相当する額より低いときは、この組合は、共済金額を限度として次の算式により算出した額を火災等共済金として支払うものとする。

$$\text{第3項の規定による損害の額} \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済の目的の価格} \times 0.7} = \text{火災等共済金}$$

6 前3項の共済の目的の価額は、当該損害の生じた場所及び時における時価額に相当する額とする。ただし、再取得価額が附帯された共済契約の共済の目的の価額は、その損害の生じた場所及び時における再取得価額に相当する額とする。

7 前項の共済の目的の価額は実施規則の定めるところにより算出される額とする。

8 共済契約者が故意又は重大な過失により第33条の規定による損害の防止の義務を怠ったときは、その防止又は軽減することができた認められる額を差し引いた残額を第3項の損害の額とする。

9 この組合が費用共済金として支払うべき額は、次のとおりとする。

- (1) 火災等により、共済の目的につき損害が生じた場合において、火災等にともなう生活上の臨時の支出に充てるために要する費用として、臨時費用共済金を支払うものとし、その支払額は、1共済事故につき100万円又は火災等共済金の額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とする。
- (2) 火災等により、共済の目的につき損害が生じた場合において、損害を受けた共済の目的の残存物の取片付けに充てるために要する費用として、残存物取片付け費用共済金を支払うものとし、その支払額は、1共済事故につき100万円又は火災等共済金の額の6パーセントのいずれか少ない額を限度とする。
- (3) 共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した火災、破裂及び爆発により

第三者の所有する建物又は動産に損害を与え、かつ、それにより生じる見舞金等の費用を共済契約関係者が、現実に自己の費用で支払ったときは、その支払った額を失火見舞費用共済金として支払うものとする。ただし、その支払額は、第三者一世帯当たり20万円を限度とし、かつ、1共済事故につき50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とする。

(4) 共済契約者が借家又は借間に居住する建物に、共済契約関係者の責に帰すべき事由により、火災、破裂、爆発及び漏水により損害を与え、かつ、共済契約関係者が、現実に自己の費用でその損害につき修復を行ったときは、その支払った額を修理費用共済金として支払うものとする。ただし、その支払額は、1共済事故につき50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とする。

(5) 共済の目的である建物又は動産を収容する建物内から発生した不測かつ突発的な漏水、放水又は溢水により、第三者の所有する建物又は動産に水濡れ損害を与え、かつ、それによって見舞金等の費用を共済契約関係者が現実に自己の費用で支払ったときは、その支払った額を漏水見舞費用共済金として支払うものとする。ただし、その支払額は、第三者一世帯当たり20万円を限度とし、かつ、1共済事故につき50万円又は共済金額の10パーセントのいずれか少ない額を限度とする。

10 前項に規定する費用共済金は、火災等共済金と合計して、当該共済契約の共済金額をこえる場合でも支払うものとする。

改正[平成22.4.1]

(他の契約のある場合の共済金の支払額)

第28条 この組合は、この共済契約と同一の共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金（以下この条において「共済金等」という。）を支払うべき他の共済契約または保険契約（以下この条において「共済契約等」という。）がある場合であっても、他の共済契約等から共済金等が支払われていない場合は、この共済契約により支払う種類ごとの共済金の額は、前条の規定により算出した額とする。

2 前項により支払うこととなる共済金の額と他の共済契約等により既に支払われた共済金等の額の合計額が、共済金の種類ごとに前条の支払限度額を超える場合は、前項の規定にかかわらず、この共済契約により支払う共済金の額は、支払限度額から他の共済契約等により既に支払われた共済金等の額の合計額を控除した額とする。ただし、他の共済契約等がないものとして算出した共済金の額を限度とする。

改正[平成22.4.1]

(事故発生のお知らせ)

第29条 共済契約者は、共済の目的につき火災等により損害が生じたことを知ったときは、遅滞

なく事故発生状況をこの組合に通知しなければならない。

(共済金の支払請求)

第30条 共済契約者は、共済の目的につき火災等により損害が生じた場合であり共済金の支払いを請求しようとするときは、共済金支払請求書に共済契約引受証又はこれに代わるべき書類及び次に掲げる書類を添え、この組合に提出しなければならない。

- (1) 関係官署のり災証明書
- (2) 被災状況申告書
- (3) 共済の目的について締結された火災等による損害、臨時費用、残存物取片け費用、失火見舞費用、修理費用、漏水見舞費用、損害防止費用に対して共済金または保険金を支払うべき他の契約がある場合における当該契約内容および共済金等の請求の有無についての報告書
- (4) その他特にこの組合の要求する書類

2 前項の共済金支払請求書の添付書類は、正当な理由があるときは、その提出を省略することができる。

3 この組合は、第1項の請求を受けた場合には、同項の書類がこの組合に到達した日からその日を含め30日以内に、事故の発生の状況、共済金が支払われない事由の有無その他この組合が支払うべき共済金の額を確定するために必要な事項の調査（以下、この条において「必要な調査」という。）を終えて、この組合の指定する場所において共済金を共済契約者に支払うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要な調査のため特に日時を要する場合で、次の各号の事由に該当するときは、その旨をこの組合は共済契約者に通知し、当該各号に掲げる期間内(複数に該当するときは、その最長の期間)に共済金を共済契約者に支払うものとする。

- (1) 警察、検察、消防、その他の公の機関による調査・結果について照会を行う必要がある場合 180日
- (2) 調査機関その他専門機関による鑑定・審査等が必要な場合 90日
- (3) 災害救助法(昭和22年10月18日法律第118条)が適用された災害の被災地域において調査を行う必要のある場合 60日
- (4) 第28条の規程により他の契約との共済金調整を行う必要のある場合 60日
- (5) 前号までに掲げる場合のほか、この組合並びに共済契約者以外の個人または機関に対して客観的事実、科学的知見または専門的見地からの意見もしくは判断を求めるための確認が必要な場合 90日

5 この組合が必要な調査を行うにあたり、共済契約者が正当な理由無く当該調査を妨げ、もしくはこれに応じなかった場合にはこれにより調査が遅延した期間については前2項の期間に算入しないものとし、またその期間は共済金を支払わないものとする。

改 正[平成22.4.1]

(共済金を支払わない損害)

第 31 条 この組合は、共済の目的につき火災等により損害が生じた場合であっても、次に掲げる事由によって生じた損害に対しては、共済金を支払わない。

- (1) 共済契約者の故意又は重大な過失によって生じた損害
- (2) 共済契約者と同一世帯に属する者の故意によって生じた損害（その者が共済契約者に共済金を取得させる意思を有しなかったことを共済契約者が証明した場合を除く。）
- (3) 火災等に際し、共済の目的たるものが紛失し、又は盗難にかかったことによって生じた損害
- (4) 共済契約引受証に記載された共済の目的の所在地以外で生じた損害

2 この組合は、発生原因が直接であると間接であるとを問わず次に掲げる事由によって生じた損害（これらの事由によって発生した火災等の事故が延焼又は拡大して生じた損害及び発生原因のいかんを問わず火災等の事故がこれらの事由によって延焼又は拡大して生じた損害を含みます。）に対しては、共済金を支払わない。

- (1) 戦争その他の変乱
 - (2) 地震又は噴火若しくはこれらによる津波
 - (3) 風水害
 - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同じ。）又は核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性若しくはこれらの特性に起因する事故
 - (5) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
- 改正[平成 22. 4. 1]

(共済金の支払義務を免れる場合)

第 32 条 この組合は、共済の目的につき火災等により損害が生じた後であっても次の場合には、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

- (1) 共済契約の申込み、共済金の請求及び受領に際し、共済契約者又は共済金受取人が詐欺行為を行った場合
- (2) 共済契約者又は共済金受取人が正当な理由なく第 29 条の規定による事故発生の通知を怠った場合及び第 30 条の規定による調査若しくは第 34 条の規定による被害物の検査を拒み、又は妨げた場合において、この組合が損害額の認定ができないとき。
- (3) 共済契約者又は共済金受取人が第 30 条第 1 項に掲げる共済金請求にかかる書類に故意に不実のを表示し、又は当該書類若しくはその損害に係る証拠を偽造し、若しくは変造したとき。

2 この組合は、第 22 条第 1 項第 1 号の規定により共済契約を解除した場合には、当該解除を行った時までに共済の目的につき火災等によって生じた損害については、共済金を支払う義務

を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、当該解除をもたらした事由に基づかずに発生した火災等によって生じた損害については、この限りでない。

- 3 この組合は、第22条第1項第2号の規定により共済契約を解除した場合には、当該解除に係る危険増加が生じた時から当該解除がなされた時まで共済の目的につき火災等によって生じた損害については、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、当該危険増加をもたらした事由に基づかずに発生した火災等によって生じた損害については、この限りでない。
- 4 この組合は、第23条の規定により共済契約を解除若しくは取消した場合には、当該解除、取消の原因となった事由が生じた時から当該解除、取消がなされた時まで共済の目的につき火災等によって生じた損害については、共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、共済契約関係者又は共済金受取人が同条第1項第3号のアからオまでのいずれかに該当することにより同条の規定による解除がなされた場合には、この規定は同条第1項第3号アからオまでのいずれにも該当しない共済金受取人に生じた損害については適用しない。
- 5 この組合は、共済金額が第13条第2項から第5項に規定する共済金額の最高限度を超過したときは、その超過した部分の共済契約に基づく共済金を支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。
- 6 再取得価額特約が附帯された契約の共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、当該共済の目的に代わるべき建物及び家財を再取得しないときは、この組合は、当該特約に基づく共済金の部分については支払う義務を免れ、既に共済金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。ただし、共済契約者が正当な理由に基づきこの組合の承認を受けた場合は、この限りでない。

改正[平成22.4.1・27.9.1]

(損害防止の義務及び損害防止費用)

- 第33条** 共済契約者は、共済の目的につき火災等が生じたとき又は火災等の原因が発生したときは、損害の防止及び軽減に努めなければならない。
- 2 前項の場合において、この組合がその損害に対し共済金を支払った時は、共済契約者がその損害の防止又は軽減のため、防火活動等で費消した消火剤について、その再取得費用の額を損害防止費用として当該共済契約の共済金額をこえる場合でも当該共済契約者に支払うことができる。

(被害物の検査等)

- 第34条** この組合は、共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、その損害の額及び共済の目的の価額を決定するため必要があるときは、当該共済の目的を検査し、類別し又

は一時他に移転することができる。

(第三者の行為による損害)

第 35 条 共済の目的につき火災等によって生じた損害が第三者の行為によるものである場合において、共済契約者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この組合は、その価額の限度で、共済金を支払う義務を免れる。

(代位)

第 35 条の 2 この組合は、共済金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、火災等による損害が生じたことにより被共済者が取得する債権について被共済者に代位する。

(1) この組合が支払った共済金の額

(2) 被共済者債権の額（前号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被共済者債権の額から当該不足額を控除した残額）

2 前項の場合において、同項第 1 号に掲げる額がてん補損害額に不足するときは、被共済者は、被共済者債権のうちこの組合が同項の規定により代位した部分を除いた部分について、当該代位に係るこの組合の債権に先立って弁済を受ける権利を有する。

3 被共済者は、この組合が取得する第 1 項の権利の保全および行使ならびにそのためにこの組合が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければならない。この場合において、この組合に協力するために必要な費用は、この組合の負担とする。

追 加[平成 22. 4. 1]

(残存物代位)

第 35 条の 3 組合は、火災等共済金を支払った場合であっても、その残存物について被共済者が有する所有権その他の物権を取得しないものとする。

追 加[平成 22. 4. 1]

(残存共済金額)

第 36 条 共済の目的につき火災等により損害が生じた場合において、この組合が共済金を支払ったときは、第 13 条の規定にかかわらず、共済金額からその支払った金額を差引いた残額をその損害の生じた時以降の共済期間に係る共済金額とする。

(見舞金)

第 37 条 この組合は、実施規則の定めにより見舞金を支給することができる。

第 4 章 異議の申立て

(異議の申立て及び審査委員会)

第 38 条 共済契約に関するこの組合の処分不服がある共済契約者は、この組合に置く審査委員会に対して異議の申立てをすることができる。

- 2 前項の異議の申立ては、この組合の処分があったことを知った日から 30 日以内に書面をもってしなければならない。
- 3 第 1 項の規定による異議の申立てがあったときは、審査委員会は、異議の申立てを受けた日から 30 日以内に審査を行い、その結果を異議の申立てをした者に通知しなければならない。
- 4 審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、実施規則の定めるところによる。

(評価人及び裁定人)

第 38 条の 2 共済金の額について、この組合と共済契約者との間で争いが生じたときは、その争いは当事者双方が書面によって選定する各 1 名の評価人の判断に任せることができるものとする。この場合において評価人の意見が一致しないときは、双方の評価人が選定する 1 名の裁定人がこれを裁定するものとする。

- 2 当事者は、自己の選定した評価人の費用（報酬を含む。）を各自負担し、その他の費用（裁定人に対する報酬を含む。）については、半額ずつこれを負担するものとする。
追 加[平成 22. 4. 1]

第 5 章 雑 則

(支払備金及び責任準備金)

第 39 条 この組合は、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年 9 月 30 日大蔵省・法務省・厚生省・農林省令第 1 号）の定めるところにより、毎事業年度末において、支払備金及び責任準備金を積立てるものとする。

- 2 責任準備金の種類は、未経過共済掛金及び異常危険準備金とし、未経過共済掛金については、施行規則また異常危険準備金については、消費生活協同組合施行規程（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 139 号）（以下この条において「施行規程」という。）において定める基準により積立てるものとする。
- 3 異常危険準備金の取崩は施行規程において定める基準によるものとする。
改 正[平成 22. 4. 1]

(共済契約事務取次所の設置)

第 40 条 削除

(業務委託)

第 41 条 この組合は、この規約による共済事業を実施するため、業務委託団体に次の業務を委託することができる。

- (1) 組合への加入、脱退、異動に関する取次
- (2) 組合が実施する事業の宣伝物等の配付及び加入申込書等の回収業務
- (3) 前二号に関連して発生する組合員への対応並びに接遇

(事業の休止又は廃止)

第 42 条 この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合には、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、あらかじめ共済契約者の同意を得、かつ、兵庫県知事の承認を受けるものとする。

- 2** この組合は、共済事業の全部又は一部を休止し、又は廃止する場合において、その理由及び当該事業の休止又は廃止に伴う共済契約の処理方法について、前項の共済契約者の同意が得られないときは、兵庫県知事の承認を受けて、当該共済契約の解除をすることができる。

(端数処理)

第 43 条 共済掛金の額、共済掛金払いもどし金の額及び共済金の額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切捨てるものとする。

(時効)

第 44 条 共済契約者が共済金を請求する権利は、これらを行使することができるときから 3 年間行使しないときは、時効によって消滅するものとする。

改 正[平成 22. 4. 1、令和 2. 6. 16]

(質入等の制限)

第 45 条 共済金の支払いを請求する権利は、組合が承認した場合を除き、質入れ又は譲渡することができない。

(共済契約による権利義務の承継)

第 46 条 共済契約者が死亡した場合は、実施規則で定める相続人が共済契約による権利義務を承継するものとする。

- 2** 前項の場合において同順位の権利義務の継承者（以下「継承者」という。）が 2 人以上ある場合は、当該継承者は、代表者 1 人を定めなければならない。この場合において、その代表者は、他の継承者を代表するものとする。

改 正[平成 22. 4. 1]

(公共団体より補償)

第47条 削除

削 除[平成 22. 4. 1]

(借入金)

第48条 削除

削 除[平成 22. 4. 1]

(細則)

第49条 この規約に定めるもののほか、共済事業の実施のための手続き、その他その執行について必要な事項は、実施規則で定める。

付 則 (平成 12. 6. 12 議決、平成 12. 9. 4 認可)

(施行期日)

1 この規約は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規約第 10 条第 2 項ただし書き、第 11 条第 2 項第 4 号及び第 6 号は、施行日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

付 則 (平成 15. 5. 30 議決、平成 16. 10. 1 認可)

(施行期日)

この規約は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 21. 6. 12 議決、平成 21. 7. 13 認可)

(施行期日)

この規約は、平成 21 年 7 月 13 日から施行する。

付 則 (平成 22. 3. 3 議決、平成 22. 3. 8 認可)

(施行期日)

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 24. 6. 4 議決、平成 24. 6. 19 認可)

(施行期日)

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 27. 6. 5 議決、平成 27. 7. 7 認可)

(施行期日)

この規約は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 2. 6. 5 議決、令和 2. 6. 16 認可)

(施行期日)

1 この規約は、令和 2 年 6 月 16 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規約は、施行日以前に締結された契約については、なお従前の例による。

別紙第 1

共済掛金額算出方法書

共済契約 1 口についての共済掛金額（以下「単位共済掛金額」という。）は、次の 3 種類の掛金の額の合計額とする。

- 1 平年の共済金の支払いにあてられるべき純掛金の額
- 2 異常危険に備えて積み立てられるべき異常危険準備掛金の額
- 3 管理費及び諸経費にあてられるべき付加掛金の額

単位共済掛金の算出区分は、共済金の種類ごとに次の区分で算出する。

- 1 損害共済金（火災等共済金）
- 2 費用共済金（臨時費用共済金・残存物取片付け費用共済金・失火見舞費用共済金・修理費用共済金・漏水見舞費用共済金）

基本掛金

1 純掛金

純掛金の額は、平均純危険率に安全率を加えて得た標準危険率に共済契約 1 口当たりの共済金額を乗じて得た額とする。

(1) 平均純危険率

平均純危険率は、平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間におけるこの組合の損害共済金・費用共済金の種類別の共済金支払高総額を共済契約高総額で除した数をもって平均純危険率とする。

(2) 安全率

安全率は、損害共済金及び費用共済金の平均純危険率に対する今後見込まれる平均共済契約者数による標準偏差の 3 倍とする。

2 異常危険準備掛金

共済契約 1 口あたりの異常危険準備掛金は、基本契約が想定する火災リスクに関し、共済契約 1 口につき消費生活協同組合施行規程（平成 20 年 3 月 28 日厚生労働省告示第 139 号）第 6 条に定める額を算定した結果の額とする。

3 付加掛金

付加掛金の額は、単位共済掛金の 100 分の 35 とする。